

第二次
志木市子ども読書活動推進計画

平成28年3月

志木市教育委員会

～ ～ 第二次志木市子ども読書活動推進計画 目次 ～ ～

第1章 計画の基本的な考え方	1
はじめに ～第二次計画策定にあたって～	1
1 国の動き	1
2 県と県内の動き	2
3 期間と対象	2
4 取り組みの主体	3
5 五つの基本方針	3
第2章 第一次計画期間における取り組みと課題	5
1 家庭における第一次計画推進状況と課題	5
2 学校における第一次計画推進状況と課題	7
3 図書館における第一次計画推進状況と課題	10
4 第一次計画主要施策の推進状況	17
第3章 子ども読書活動推進のための方策	18
1 図書館による取り組み	20
2 学校による取り組み	22
3 地域の子ども読書活動推進関係施設による取り組み	24
第4章 子ども読書活動推進体制	25
1 志木市子ども読書活動推進会議	25
2 志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議	25
3 志木市子ども読書活動推進のための 図書館・学校・地域の子ども読書活動推進関係施設の役割	25
<参考資料>	26

第1章 計画の基本的な考え方

はじめに ～第二次計画策定にあたって～

文化庁が実施した「平成25年度国語に関する世論調査」では、1か月に本を1冊も読まないという人が47.5%に上るという結果が出ています。その中で本市は、人口一人当たりの図書館における図書の貸出冊数では常に県内上位にあるものの、年齢層別の利用状況にはばらつきがあります。

子どもの読書活動は、その成長にとって重要な役割を果たすものであり、今後も成長段階に応じて読書環境の整備を図っていく必要があります。

国では、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という理念のもと、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、この法律の中で地方公共団体は、その地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施の責務を担うこととなりました。

本市においても、平成23年に「志木市子ども読書活動推進計画」を策定し、これまで5か年度にわたり、子どもの読書活動を推進する環境整備に努めてきました。この取り組みにより、国が実施する「全国学力・学習状況調査」の読書に関する項目では、本市の小中学生の読書時間に向上が見られるようになりました。

この傾向をさらに推進するとともに、0歳児を対象としたブックスタート事業など新たな施策を加え、ここに平成28年度から平成32年度までを計画期間とした、「第二次志木市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

読書を通じた子どもたちの健やかな成長を願い、この計画のもと、0歳から18歳までの年代の子どもたちが、より一層本に親しむことができるよう、引き続き読書環境の整備に努めます。

最後に、この計画を策定するにあたり、調査等にご協力くださった市内小中学校をはじめとする関係各所の皆様に厚くお礼申し上げます。

1 国の動き

平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
平成14年 8月	「第一次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 (平成15年度～19年度)
平成20年 3月	「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 (平成20年度～24年度)
平成25年 5月	「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 (平成25年度～29年度)

<目標>

- 不読率の改善（小学生３％、中学生１２％、高校生４０％以下に）
- 市町村推進計画の策定率の向上（市１００％、町村７０％以上に）
- 全ての図書館における、インターネット等を活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供の実施の促進
- 全ての図書館における、来館者用コンピュータの設置、及びＯＰＡＣ（オンライン蔵書目録）の導入の促進
- 多様なボランティア活動を行うための機会や場所の提供、及びそれらの活動を円滑に行うための研修等の実施促進
- 図書館の資料、設備等の更なる充実
- 学校図書館の「心の居場所」としての機能の強化
- 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の更なる配置の促進

２ 県と県内の動き

平成１６年３月 「埼玉県子ども読書活動推進計画」策定

（平成１６年度～２０年度）

平成１７年４月 県立久喜図書館に「子ども読書支援センター」設置

平成２１年３月 「第二次埼玉県子ども読書活動推進計画」策定

（平成２１年度～２５年度）

平成２５年７月 「第三次埼玉県子ども読書活動推進計画」策定

（平成２６年度～３０年度）

<目標>

- 不読率の改善（小学校６年生：８％以下、中学校３年生：１７％以下）
- 「ブックスタート」等の実施率 １００％
- 県内公立図書館の児童書貸出冊数 １，３７０万冊
- 学校図書館を活用した授業の計画的実施率 小中学校１００％
- 「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率 ９４％
- 「子ども読書活動推進計画」の策定率 ９０％

「子ども読書活動推進計画」県内６３市町村策定状況（平成２７年３月現在）

策定済	３５（５５．５％）
策定作業中	１（１．６％）
策定検討中	１０（１５．９％）
策定の予定なし	１７（２７．０％）

３ 期間と対象

〔期間〕平成２８年度から平成３２年度まで

〔対象〕０歳児から１８歳まで

本計画終了後は、進捗状況、取り組みの効果、子どもの読書を取りまく状況を踏まえ、見直しを行います。

4 取り組みの主体

本計画の取り組みの主体は以下のように区分します。

- (1) 図書館（柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、宗岡公民館図書室、宗岡第二公民館図書室）※表中では以下の略称を用いる。

柳瀬川図書館＝柳瀬川図

いろは遊学図書館＝いろは図

宗岡公民館図書室＝宗公

宗岡第二公民館図書室＝宗二公

- (2) 学校（小学校、中学校、高等学校、学校教育課、教育総務課）

- (3) 地域の子ども読書活動推進関係施設（保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童センター、学童保育クラブ、子ども家庭課）

なお、第一次計画において、取り組みの主体と位置付けていた「家庭」については、図書館、学校、地域の子ども読書活動推進関係施設によるサービスを受容する立場であることから再考し、本計画においては取り組み主体に含めないもの
とします。

5 五つの基本方針

本計画は、第一次計画に引き続き、次の五つを基本方針とします。

1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

子どもが読書習慣を身につけるためには、幼年期から青少年期まで、発達段階に応じた興味や感動を与える本等に出会える環境が、身近にあることが必要です。このため、図書館と学校図書館が果たす役割は大きく、それぞれが、機能を十分に発揮するための図書等資料・設備・人材など、子どもの読書環境の整備・充実を図っていきます。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが本に親しみ、さらに読書への意欲を高めていくためには、成長段階に応じた読書活動の機会を十分に提供しながら、子どもが自ら進んで読書に親しむ態度を育成することが必要です。

そのために、取り組みの主体それぞれの場で、読書活動の機会と、機会についての情報提供等について充実を図ります。

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

子どもの読書活動を推進するうえでは、子どもをとりまく大人が、読書の楽しさを子どもに伝えていくことが大切です。

そのために、子どもの学ぶ場、遊ぶ場、また、子どもをとりまく大人の学習の場など、あらゆる場で機会をとらえ、様々な情報伝達手段を用いて、子どもの読書活動の意義や大切さについての啓発・広報活動を進め、子どもの自主的な読書活動を推進する地域の機運の醸成を図ります。

4 地域の子どもの読書活動推進関係施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立

地域全体で子どもの自主的な読書活動を効果的に推進するためには、子どもの読書活動に関わる人、機関、団体がそれぞれの担うべき役割を果たしながら、相互に連携・協働する必要があります。このための体制の整備・確立を目指します。

5 専門的職員体制の整備と資質の向上

子どもの読書活動を推進するために、本計画の推進に関わる職員の資質の向上に努めます。

第2章 第一次計画期間における取り組みと課題

この章では、「第一次計画 第3章 推進に向けて」における取り組みの結果と課題を、家庭、学校、図書館による取り組み主体別にまとめました。

1 家庭における第一次計画推進状況と課題

【基本方針1】子どもが本に親しむための読書環境の整備

施策① 子どもが日常的に本に触れ、楽しむことのできる環境づくり

〈第一次計画の推進状況〉

地域の子ども読書活動推進関係施設は、施設内に図書コーナーを設置し、読書環境を整備し、家庭への読書支援に努めました。

※推進結果中の、地域の子ども読書活動推進関係施設の実績については、保育園(16)、幼稚園(8)、学童保育クラブ(9)、子育て支援センター・児童センター(5)に向けて実施した「読書環境アンケート」(H28.2)結果を用いています。38施設中34施設から回答をいただきました。

施策①における推進結果

施策①	子どもが日常的に本に触れ、楽しむことのできる環境づくり
推進結果	○施設内に図書室や図書コーナーを設置している地域の子ども読書活動推進関係施設は30施設、うち、児童や保護者に貸出しをしている施設は11施設。 ○図書コーナーがあり、図書購入予算があるのは27施設(年間予算5千円～10万円、うち1～2万円程度10施設)、保護者会による購入があるのは4施設、寄贈本を利用する施設は25施設、図書館のリサイクル本を活用する施設は4施設。 ○図書館の団体貸出しを利用する施設は25施設、団体貸出しを利用していない施設は9施設。

〈課題〉

施設内の図書室、図書コーナーの充実を図るため、図書館の団体貸出し制度を積極的に活用する必要があります。

【基本方針2】子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

施策① それぞれの発達段階に応じた本・ことば・物語(お話)との出会いを提供

〈第一次計画の推進状況〉

地域の子ども読書活動推進関係施設では、施設内において読み聞かせを実施するなど、発達段階に応じた本との出会いの提供に努めました。

施策①における推進結果

施策①	それぞれの発達段階に応じた本・ことば・物語(お話)との出会いを提供
推進結果	○毎日読み聞かせを行う、地域の子ども読書活動推進関係施設は18施設。 ○障がいを持つ子、そうでない子にかかわらず、図書室の利用などにより、一人で読める環境を用意/個々の発達段階や興味を考慮した絵本を提供し、一人ひとりが無理なく、繰り返し楽しめる環境を用意/絵本・図鑑・物語・マンガなど、多様な本を手の届きやすい場所に用意。 ○発達段階・興味を考慮した本を用意するとともに、子どもの反応を見ながらゆったりと読み聞かせる、年齢別クラス単位で読み聞かせるなどの機会を持っている。 ○図書館で、読めそうな本を自分で選ばせている。

〈課題〉

地域の子どもの読書活動推進関係施設ごとに多様であるが、引き続き、利用する子どもへの読書活動機会の提供を推進・充実する必要があります。

施策② 読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会を提供

〈第一次計画の推進状況〉

地域の子どもの読書活動推進関係施設では、絵本をひとつのツールとして、家族間のコミュニケーション機会の提供に努めました。

施策②における推進結果

施策②	読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会を提供
推進結果	子どもが保護者と一対でじっくりと絵本を通してのコミュニケーション機会を持つことのできる環境づくりを実施。

〈課題〉

家庭内において、読書に親しむことの意義について、啓発する取り組みを広げる必要があります。

【基本方針3】子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

施策① 子どもの読書に関する周囲との情報交換や、公共施設等が提供する学習機会の利用

〈第一次計画の推進状況〉

地域の子どもの読書活動推進関係施設では、読書活動推進のための様々な啓発・広報を実施しました。

施策①における推進結果

施策①	子どもの読書に関する周囲との情報交換や、公共施設等が提供する学習機会の利用
推進結果	○読書活動推進のための啓発・広報を実施した施設は13施設、うち定期実施施設は9施設（施設職員対象4、児童・保護者対象9；実施頻度は年1回6施設、その他は5、10、12回） ○保護者への読書啓発を実施する施設は13施設、うち、読み聞かせ絵本や関連資料の紹介4施設、保護者会、お便りでの啓発6施設、その他保護者向けの本の貸出、連絡帳への好きな絵本の記入など。

〈課題〉

図書館をはじめ、様々な教育機関が実施する、子どもの読書についての啓発講座等を利用して、知識・情報の習得に努めながら、各家庭に向けて、読書活動の重要性について啓発する必要があります。

【基本方針 4】 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

施策① 地域の提供する連携事業への参加

〈第一次計画の推進状況〉

地域の子ども読書活動推進関係施設では、個々の施設と図書館、ボランティアとの連携を図り、組織として講座等へ参加しました。

施策①における推進結果

施策①	地域の提供する連携事業への参加
推進結果	○図書館が実施する講座等への地域の子ども読書活動推進関係施設による参加又は施設スタッフの参加。 ○柳瀬川図から館保育園への定期的な出張読み聞かせの実施。 ○いろは図から民間保育園(1)、保育室(2)、学童(1)への出張読み聞かせの実施。 ○学童(1)から、いろは遊学図書館が実施する読み聞かせに参加。 ○柳瀬川図から学童(2)への出張読み聞かせの実施。

〈課題〉

家庭に、地域の子ども読書活動推進関係施設・学校・図書館との相互協力や連携を図る事業への参加を促す必要があります。

2 学校における第一次計画推進状況と課題

【基本方針 1】 子どもが本に親しむための読書環境の整備

施策① 図書館、学校図書館ネットワーク利用による、資料のより効率的な収集と配置

施策② 学校図書館をはじめとする、校内読書環境の整備

〈第一次計画の推進状況〉

学校図書館の情報化のための環境整備が終了し、大規模改修の必要な学校においては、図書室の改修を実施しました。

施策①②における推進結果

施策①	図書館、学校図書館ネットワーク利用による、資料のより効率的な収集と配置
推進結果	○小中学校図書館蔵書のデータベースを活用し、効率的な資料収集を実施。
施策②	②学校図書館をはじめとする、校内読書環境の整備
推進結果	○学校図書館の改修を実施（教育総務課）。

〈課題〉

更なる読書環境整備のための研究に取り組み、学校図書館資料の一層の充実が求められています。

【基本方針 2】子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

施策① 小中学校

ア 図書館・地域との連携強化による「学校図書館教育全体計画」の推進

〈第一次計画の推進状況〉

各小中学校が作成する「学校図書館教育全体計画」に基づいて、「朝の読書」や視写(※)を実施しました。また、図書館と連携し、団体貸出しによる図書を学習に活用しました。

※視写…文字を書き写すことにより、集中力を養うとともに、文章構成、表現力を学ぶ手段として、主に学校で用いられる。

施策①における推進結果

施策①	図書館・地域との連携強化による「学校図書館教育全体計画」の推進
推進結果	○平成27年度は学級文庫で朝の読書や視写を実施。 ○小中学校において読書活動機会提供におけるボランティアの活用。 ○各小中学校が授業や学級文庫のために団体貸出しを利用。平成22年度に比べ、平成26年度、中学校による団体貸出し冊数は増加（161％）しているが、小学校による団体貸出しは減少（72％）。

〈課題〉

学校図書館は、図書館・ボランティア等との連携を深め、「学校図書館教育全体計画」を更に推進する必要があります。

施策② 高等学校

ア 高等学校相互及び中学校との情報交換

イ 図書館の効果的活用による生徒の読書活動機会の充実

〈第一次計画の推進状況〉

子ども読書活動に関する図書館・高等学校の連携は図ることはできませんでした。

〈課題〉

読書離れが進み始める年代へ働きかけるためには、図書館、中学校、高等学校の間での情報交換や連携に向けて取り組む必要があります。

【基本方針 3】子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

施策① 学校だよりによる読書活動の啓発

施策② 保護者会、懇談会の機会の活用

施策③ 子ども読書の日の活用（図書館と協働）

〈第一次計画の推進状況〉

小学校1校において、「学校だより」による啓発を実施しました。

施策①～③における推進結果

施策①	学校だよりによる読書活動の啓発
推進結果	○平成27年度：小学校1校のみ実施。
施策②	保護者会、懇談会の機会の活用
推進結果	○未実施（読書環境調査結果より）。
施策③	子ども読書の日の活用（図書館と協働）
推進結果	○未実施。

〈課題〉

職員や保護者に向けて、読書活動の重要性を啓発・広報するため、学校との連携を密にする必要があります。

【基本方針4】 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

施策① 小中学校間の相互協力
ア 学校間の相互貸借に関する調査研究
イ 学校図書館蔵書の効率的活用
ウ 学校相互の情報交換

〈第一次計画の推進状況〉

図書館が主催した研修会等の機会をとらえて、学校間の情報交換を行いました。

施策①における推進結果

施策①ア	学校間の相互貸借に関する調査研究
推進結果	○未実施。
施策①イ	学校図書館蔵書の効率的活用
推進結果	○未実施。
施策①ウ	学校相互の情報交換
推進結果	○学校図書相談員による学校図書館見学会の実施（教育総務課）。 ○学校図書館関係職員研修会において情報交換を実施。

〈課題〉

学校図書館関係職員が、研修会などの機会をとらえて情報交換を行い、それを土台に学校図書館資料の相互貸借に取り組み、蔵書の有効活用を図る必要があります。

施策② 図書館と小中高等学校との相互協力
ア 図書館、小中学校間物流の効率的な運用
イ 図書館活用等に関する情報提供と情報交換

〈第一次計画の推進状況〉

小中学校と図書館の間で、図書館資料の団体貸出しについて、効率的な運搬を実施しました。

施策②における推進結果

施策②ア	図書館、小中学校間物流の効率的な運用
推進結果	○業者委託により、小中学校図書館との間で効率的な資料運搬を実施。
施策②イ	図書館活用等に関する情報提供と情報交換
推進結果	○図書館の団体貸出しに関する情報交換を実施。

〈課題〉

高等学校と図書館の間で、図書資料の物流について仕組みをつくる必要があります。

【基本方針 5】専門的職員体制の整備と資質の向上

施策①	図書館との相互交流、情報交換、研修機会の提供
施策②	学校図書館の活用を充実していくための体制の整備、充実

〈第一次計画の推進状況〉

図書館の団体貸出し利用や図書館主催の研修会への参加を通して、図書館との間で人的交流、情報交換を行いました。

施策①②における推進結果

施策①	図書館との相互交流、情報交換、研修機会の提供
推進結果	○図書相談員対象の学校図書館見学会を実施。 ○図書館主催の学校図書館関係職員研修において相互交流、情報交換を実施。
施策②	学校図書館の活用を充実していくための体制の整備、充実
推進結果	○柳瀬川図が主催する研修会に参加。

〈課題〉

学校図書館関係職員に対する、専門的な研修機会を継続して提供する必要があります。

3 図書館における第一次計画推進状況と課題

【基本方針 1】子どもが本に親しむための読書環境の整備

施策①	家庭・地域のための読書活動環境整備
ア	蔵書構成の充実と資料の有効利用
イ	使いやすく親しみやすい児童コーナーづくり
ウ	子どもの読書活動を推進するボランティアの養成及び受け入れ
エ	地域の読書環境の充実支援

〈第一次計画の推進状況〉

図書館では読書環境整備を実施しました。また平成27年度は、図書館とボランティアとの協働で、ブックスタート事業とブックスタート・フォローアップ事業を開始しました。

施策①における推進結果

施策①ア	蔵書構成の充実と資料の有効利用
推進結果	○子どもの成長段階それぞれにあわせた図書や紙芝居、子供読書活動機会提供に使用する大型紙芝居・大型絵本などを選定し、児童向け蔵書の充実を図った。 ○ブックスタート絵本リストに掲載する絵本の複本を、柳瀬川図、いろは図、宗公、宗二公に揃え、赤ちゃんと保護者が絵本を楽しむための環境整備を図った。 ○季節にちなんだテーマ、児童の学習内容に合わせたテーマを設けて、蔵書から選定した図書の展示を定期的に行い、資料の有効利用を図った（柳瀬川図・いろは図・宗二公）。
施策①イ	使いやすく親しみやすい児童コーナーづくり
推進結果	○児童や保護者が利用し易く、親しみやすいコーナーづくりを実施[赤ちゃん絵本コーナー、国語教科書に掲載された本の学年別コーナー、幼児向け読み物コーナー、昔話と昔話絵本コーナー、人気のシリーズコーナーなど]。
施策①ウ	子どもの読書活動を推進するボランティアの養成及び受け入れ
推進結果	○平成23年、おはなしボランティア入門講座を実施（柳瀬川図） ○平成27年6月、よみきかせボランティア養成講座を実施（宗二公） ○平成27年9月、ブックスタート・ボランティアのための赤ちゃん絵本講座を実施（柳瀬川図）。 ○柳瀬川図、いろは図、宗公、宗二公で、ボランティアによる赤ちゃんえほんの読み聞かせ、乳幼児～小学生向け読み聞かせ、おはなし会、ブックスタートフォローアップ事業（赤ちゃんの読み聞かせ）を実施。 ○保育園・学童保育・学校との連携で、希望に応じ、ボランティアが訪問して、クラス等での読み聞かせやおはなし会を実施。（柳瀬川図・いろは図・宗二公）
施策①エ	地域の読書環境の充実支援
推進結果	○毎月9ヵ月児健診の会場で、赤ちゃんと本を楽しむ方法や意義について、実演や啓発を行うブックサービス事業（～平成27年9月）を実施。 ○ブックサービス事業に替え、9ヵ月児健診の会場で、赤ちゃんに絵本1冊とブックリスト、コットンバッグなどをプレゼントすると同時に、赤ちゃんと本を楽しむ方法や意義について、実演や啓発を行うブックスタート事業（平成27年10月～）を開始。 ○図書館ホームページによる児童向け蔵書・催し物情報提供の充実、各カウンター・フロアでの子どもや子ども連れ利用者への声掛け、地域の子ども読書活動推進関係施設への催し物情報チラシ配布など、図書館へのアクセシビリティの向上を図った。

〈課題〉

児童書の更なる利用促進を図るために、図書館の児童コーナーの充実を図るとともに、乳幼児を連れての利用者に優しい図書館として、ソフト、ハード両面で改善を図る必要があります。

子ども読書活動推進に協力するボランティアに対して、レベルに応じたスキルアップ研修を実施する必要があります。

こうした課題の解決を図り、乳幼児・児童・青少年の読書環境の向上を図ることが必要です。

施策② 児童・生徒のための環境整備

ア 教科学習対応図書の充実

イ 自由読書用図書の充実

〈第一次計画の推進状況〉

団体貸出し実績やアンケートによる情報収集を元に図書の充実を図るとともに、一般図書も活用して、小中学校の教科学習に対応しました。

施策②における推進結果

施策②ア	教科学習対応図書の充実
推進結果	○柳瀬川図、いろは図、宗公、宗二公で、学校への団体貸出し実績及び、団体貸出しアンケート結果を活かした選定・資料収集を実施。 ○国語の教科書に掲載された本や、宮沢賢治を特集した学習コーナーを設置（いろは図）。
施策②イ	自由読書用図書の充実
推進結果	○課題・推薦図書の複本購入（柳瀬川図、いろは図、宗公、宗二公）。 ○読み物コーナーの充実（いろは図）。

〈課題〉

教科学習に必要な図書資料情報収集を、継続して推進する必要があります。同時に学校との連携による図書資料情報の適切な提供を行う必要があります。

【基本方針 2】子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

施策①	乳幼児・小中学生向けの機会提供
ア	多様な媒体を活用した、乳幼児・小学生向けの蔵書情報、その他読書活動機会に関する情報の発信とPRの推進
イ	子育て支援センター、保育園、幼稚園、学童保育クラブ、児童センター等に対する団体貸出しの推進
ウ	ボランティアとの連携による読書活動機会提供の充実及び研究・調査

〈第一次計画の推進状況〉

平成27年10月から実施したブックスタート事業及びフォローアップ事業において、絵本や読み聞かせに対する保護者への啓発を行うとともに、絵本の展示を地域の子ども読書活動推進関係施設でも実施し、絵本の紹介に努めました。また、ボランティア向けの研修会、勉強会を継続して実施しました。

施策①における推進結果

施策①ア	多様な媒体を活用した、乳幼児・小学生向けの蔵書の情報や、読書活動機会に関する情報の発信とPRの推進
推進結果	○図書館ホームページや市広報などによる児童向けの蔵書・催し物情報提供の充実を図った。 ○成長段階に応じた「おすすめ絵本コーナー」の設置とブックリスト配布の継続実施（柳瀬川図・いろは図）。 ○既存実施の赤ちゃんと保護者のための読み聞かせ事業を、ブックスタート・フォローアップ事業（27年10月～）に位置づけ、新たに開始（柳瀬川図、いろは図）。 ○宗公は、公民館事業としてNPOとの連携で、宗二公は複合施設内の子育て支援センターとの連携で、赤ちゃん絵本を使用した赤ちゃんと保護者のためのブックスタート・フォローアップ事業を開始。 ○柳瀬川図、いろは図、宗公、宗二公ごとに、幼児と小学生を対象とした読み聞かせ、おはなし会等定例事業、季節ごとの事業を継続実施。
施策①イ	子育て支援センター、保育園、幼稚園、学童保育クラブ、児童センター等に対する団体貸出しの推進
推進結果	○平成26年度の柳瀬川図、いろは図、宗公、宗二公における、子ども読書活動推進関係施設への合計貸出し実績は、22年度に比べほぼ同数。
施策①ウ	ボランティアとの連携による読書活動機会提供の充実及び研究・調査
推進結果	○ボランティアと職員による勉強会を継続実施し、読み聞かせ事業等の充実を図った。 ○学校、保育園等への訪問読み聞かせ事業の利用促進を図った（柳瀬川図、いろは図、宗公）。

〈課題〉

情報発信に関しては、多様な媒体を活用する必要があります。

地域の子ども読書活動推進関係施設による団体貸出し利用の促進を図る必要があります。

また、事業参加者数減少の原因を分析し、その結果にもとづく読書活動機会提供の見直しを行う必要があります。

施策② 青少年向けの機会提供
ア 中学校、高等学校との連携推進
イ 情報発信とPRの推進

〈第一次計画の推進状況〉

柳瀬川図書館、いろは遊学図書館で専用コーナーの設置・運営を実施しました。

施策②における推進結果

施策②ア	中学校・高等学校との連携推進
推進結果	(未実施)
施策②イ	情報発信とPRの推進
推進結果	○ヤングアダルト(中高生)コーナーにおける特集コーナーの設置(柳瀬川図、いろは図)による利用促進。

〈課題〉

中学校・高等学校との連携を図るため、青少年向け読書活動情報の提供を充実させる必要があります。

施策③ 学校への機会提供
ア 児童生徒の読書支援・教科学習支援のための団体貸出しの推進
イ 資料情報の発信
ウ ボランティアによる学校訪問等の支援

〈第一次計画の推進状況〉

小中学校に向けて、図書館資料の活用や新刊の案内を行い、団体貸出しの推進を図りました。

施策③における推進結果

施策③ア	児童生徒の読書支援・教科学習支援のための団体貸出しの推進
推進結果	○各学校の求めに応じた資料の貸出しを実施。 ○全教員に対し、学校による貸出し希望の申込書を配布。
施策③イ	資料情報の発信
推進結果	○学校向け新刊案内を配布(いろは図:平成27年度1回)。
施策③ウ	ボランティアによる学校訪問等の支援
推進結果	○宗岡地区小学校への低学年向け読み聞かせ学校訪問支援(宗二公)。 ○志木小学校との連携によるおはなし会等学社融合事業の実施(いろは図)。

〈課題〉

小中学校による図書館資料の利用促進を図るため、ボランティアによる学校訪問の支援や、高等学校への団体貸出しを推進するなど、更なる利便性を向上させる必要があります。

施策④ 障がいのある乳幼児・児童・青少年への機会提供

ア 読書支援の周知

イ ボランティアとの協働による知識、技術の習得及び、サービスの研究

ウ 特別支援学校等関連機関との連携

〈第一次計画の推進状況〉

ボランティアと協働して、特別支援学級で読み聞かせ、おはなし会を実施しました。

施策④における推進結果

施策④ア	読書支援の周知
推進結果	未実施
施策④イ	ボランティアとの協働による知識、技術の習得及びサービスの研究
推進結果	○学校との連携により、志木小学校特別支援学級へのおはなし会を実施。（いろは図）
施策④ウ	特別支援学校等関連機関との連携
推進結果	○読み聞かせ学校訪問において、宗二小の特別支援学級を訪問。（宗二公）

〈課題〉

障がいのある子どもの読書活動機会提供については、「障害者差別解消法」施行に伴う合理的配慮への取り組みと併せて、読書活動推進に向けた取り組みが必要です。

【基本方針3】子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

施策① 各種イベント等の機会を活用した啓発・広報

施策② パンフレットやインターネットを活用した啓発・広報

施策③ 保護者や育児・子育て関係者のための啓発講座等の開催

〈第一次計画の推進状況〉

子ども読書活動を推進するボランティアのための講座を一般向けにも開放するなどして、啓発に努めました。

施策①～③における推進結果

施策①	各種イベント等の機会を活用した啓発広報
推進結果	○宗二公において、「夏休み宿題応援事業」の実施(学習スペース確保と図書展示、読書感想文書き方パネル展示)。
施策②	パンフレットやインターネットを活用した啓発・広報
推進結果	○図書館ホームページに子ども読書活動推進のページを設置。
施策③	保護者や育児・子育て関係者のための啓発講座等の開催
推進結果	○ブックスタート開始記念講座「心を育む絵本の力」の開催(全2回参加者数延61人)。 ○ブックスタート事業でボランティアによる保護者への啓発を実施。

〈課題〉

図書館間の連携、地域の子どもの読書活動推進関係施設との連携により、子どもの読書活動について、更なる啓発・推進を図る必要があります。また、講座・啓発事業を計画的に実施することが必要です。

更に新しい情報提供手段として、図書館ホームページ内の子ども読書活動推進ページの充実を図ります。

【基本方針4】家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

施策①小中高等学校との相互協力

- ア 図書館、学校間物流の効率的な運用と情報の提供
- イ 担当職員相互の情報交換機会の確立

〈第一次計画の推進状況〉

小中学校と図書館の間で、図書館資料の団体貸出しについて、効率的な運搬を実施しました。また、研修会等の機会をとらえて情報交換を行いました。

施策①における推進結果

施策①ア	図書館、学校間物流の効率的な運用と情報の提供
推進結果	○業者委託により、小中学校図書館との間で効率的な資料運搬を実施。 ○学校への新刊情報提供と団体貸出し利用方法の案内実施(柳瀬川図、いろは図)。
施策①イ	担当職員相互の情報交換機会の確立
推進結果	○学校図書館関係職員研修会の実施(毎年：柳瀬川図)。

〈課題〉

学校図書館関係職員研修会を更に拡充し、学校図書館関係職員との連携を強化する必要があります。

施策②図書館とボランティアと家庭・地域・学校との相互協力

- ア ボランティア間の連携支援
- イ ボランティアと地域・学校との橋渡し
- ウ ボランティアのための研修機会提供

〈第一次計画の推進状況〉

ボランティアとの協働による、訪問読み聞かせ事業を実施しました。ブックスタート事業の開始に伴い、ボランティア養成のための研修会等を実施しました。

施策②における推進結果

施策②ア	ボランティア間の連携支援
推進結果	(未実施)
施策②イ	ボランティアと地域・学校との橋渡し
推進結果	○ボランティアと協働した保育園での読み聞かせの実施。 ○宗公、宗二公との連携による宗岡地区小学校訪問の実施。
施策②ウ	ボランティアのための研修機会提供
推進結果	○ブックスタートボランティア養成講座の開催。 ○子育て支援NPOと協働の幼児向け読み聞かせボランティア講座の開催。(いろは図)

〈課題〉

学校とボランティア、地域の子ども読書活動推進関係施設の連携による、読書活動推進機会の提供を更に広範囲で実施する必要があります。

【基本方針5】専門的職員体制の整備と資質の向上

施策①研修等への参加機会の確保

施策②子ども読書活動推進の技量を持った職員の育成と活用

〈第一次計画の推進状況〉

平成25年度より、学校図書館関係職員研修会を開始しました。

施策①・②における推進結果

施策①	研修等への参加機会の確保
推進結果	○埼玉県立図書館の主催する各種研修への参加(柳瀬川図・いろは図)。 ○図書館が実施する研修参加(柳瀬川図、いろは図、宗公、宗二公)。
施策②	子ども読書活動推進の技量を持った職員の育成と活用
推進結果	○埼玉県立図書館が主催する児童サービス研修会への参加。

〈課題〉

有資格者の確保、育成が必要です。

スキルアップや課題解決のための研修のみならず、基礎的知識の習得と業務内容の理解、意欲喚起のためにも、各種研修に積極的に参加し、他自治体職員との交流を通して、人脈の拡大と図書館業務への意欲を喚起することが必要です。

そうした環境を醸成する中で、子ども読書活動推進のための専門的知識・技術の習得と継承についても、重要な課題として取り組む必要があります。そのためには、職員一人ひとりの研修参加への意欲を喚起する一方、外部が提供する研修のみならず、職場内での研修を充実させる必要があります。

4 第一次計画主要施策の推進状況

目標1 小中学生の不読者数をゼロにする

- ① 小中学生を対象とした読書調査の実施
- ② 各年齢層への施策実施の充実

平成27年10月、図書館と学校が協働し、市内小中学校児童生徒が一か月間に読んだ本の冊数調査を行った結果、小学生の不読率（1冊も読まなかった児童生徒の割合）は4.49%、中学生の不読率は11.87%という結果が得られました。

目標2 連携推進体制の確立

- ① （仮称）「子ども読書活動推進連絡会議」の設置

（仮称）「子ども読書活動推進連絡会議」の設置を計画しましたが、設置には至っていません。

目標3 地域ではぐくむ読書習慣

- ① スローガン「地域ではぐくむ読書習慣」の市民周知

スローガン「地域ではぐくむ読書習慣」を制定しましたが、市民への周知は不十分です。

目標4 図書館利用の向上

- ① 図書館利用数値の向上

小学生までの利用実績は多少の増加が見られますが、中学生以上については、ライフスタイルの変化、興味の多様化などを背景に読書離れが進んでいます。

第3章 子ども読書活動推進のための方策

この章では、平成28年度から平成32年度までの取り組みについて、基本方針に沿って、取り組み主体ごとの目標を掲げます。

〈計画の体系〉

※施策は、【図書館】【学校】【地域の子ども読書活動推進関係施設（体系中の表記は「地域」）】がそれぞれ取り組みます。

基本方針1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

- 施策（1）【図書館】地域の子ども読書活動推進関係施設のための環境整備
- 施策（2）【図書館】児童・生徒のための環境整備
- 施策（3）【学 校】図書館と学校図書館間でのより効率的な図書資料の収集・利用。学校図書館をはじめとする、校内読書環境の整備
- 施策（4）【地 域】ブックスタート事業及びフォローアップ事業への参加、協力
- 施策（5）【地 域】子どもが日常的に本に触れ、楽しむことができる環境づくり

基本方針2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

- 施策（1）【図書館】乳幼児・小学生向けの機会提供
- 施策（2）【図書館】青少年向けの機会提供
- 施策（3）【図書館】障がいのある乳幼児・児童・青少年への機会提供
- 施策（4）【学 校】小中学校での機会提供
- 施策（5）【学 校】高等学校での機会提供
- 施策（6）【地 域】それぞれの発達段階に応じた本・ことば・物語(お話)との出会いを提供
- 施策（7）【地 域】読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会を提供

基本方針3 子どもをとりまく大人への啓発広報の推進

- 施策（1）【図書館】各種イベント等の機会を活用した啓発広報
- 施策（2）【図書館】ブックスタート事業の機会を活用した啓発広報
- 施策（3）【図書館】ホームページと連動して、多様な媒体を利用した幅広い啓発広報
- 施策（4）【学 校】「学校だより」による読書活動の啓発
- 施策（5）【学 校】読書週間等の機会を活用した啓発
- 施策（6）【地 域】子どもの読書に関する周囲との情報交換や、公共施設等が提供する学習機会の利用

基本方針4 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

- 施策（１）【図書館】小中高等学校との相互協力
- 施策（２）【図書館】図書館、ボランティア、学校及び地域の子ども読書活動推進関係施設との相互協力
- 施策（３）【学 校】小中学校間の相互協力
- 施策（４）【学 校】図書館と小中学校、高等学校の相互協力
- 施策（５）【地 域】地域の子ども読書活動推進関係施設が提供する連携事業への参加

基本方針5 専門的職員体制の整備と資質の向上

- 施策（１）【図書館】研修等への参加機会の確保
- 施策（２）【図書館】全職員を対象とした職場内研修の充実
- 施策（３）【図書館】図書館相互における研修情報の共有
- 施策（４）【図書館】子ども読書活動推進の技量を持った職員の育成と活用
- 施策（５）【学 校】図書館が実施する研修への積極的な参加
- 施策（６）【学 校】学校図書館を活用した授業の事例について情報を収集

上記体系に基づき、取り組み主体ごとの具体的施策を次のとおりとします。

1 図書館による取り組み

この計画において、中心的な役割を担う図書館（柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、公民館図書室）の取り組みを掲げます。

基本方針1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

(1) 地域の子ども読書活動推進関係施設のための環境整備

地域に密着した読書環境として、より使いやすく親しみやすい図書館の充実を目指します。

- ① 蔵書構成の充実と資料の有効利用
- ② 使いやすく親しみやすい児童コーナーづくり
- ③ 公募によるオリジナルキャラクターの制定
- ④ 保育サービスの導入
- ⑤ 子どもの読書活動を推進するためのボランティアの確保と育成

(2) 児童・生徒のための環境整備

学校の状況を十分に把握しながら、支援に必要な環境整備を行います。

- ① 教科学習対応図書の充実
- ② 団体貸出しサービスの利用案内ガイダンスの実施

基本方針2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 乳幼児・小学生向けの機会提供

それぞれの成長段階に適した本と出会う機会を多く提供します。また、子ども自身が本を選ぶための多様な情報の発信と家庭や地域の施設等への情報提供や機会提供支援に努めます。

- ① 多様な媒体を活用した、乳幼児・小学生向けの蔵書情報、その他読書活動機会に関する情報の発信とPRの推進
- ② 新入学児童に向けた図書館利用案内(児童用)の配布
- ③ 子どもたちによる図書の紹介を情報発信
- ④ ブックスタート事業の実施及びフォローアップ事業の充実
- ⑤ 地域の子ども読書活動推進関係施設に対する団体貸出しの推進
- ⑥ ボランティアとの協働による読書機会提供の充実
- ⑦ ボランティアと協働した学校訪問の実施

(2) 青少年向けの機会提供

中学校・高等学校と連携を図りながら、青少年に対する的確な読書活動機会を提供します。

- ① 中学校、高等学校と連携し、図書館資料の選定に、生徒の意見を取り入れる機会の設定
- ② 多様な媒体を活用した情報発信とPRの実施

(3) 障がいのある乳幼児・児童・青少年への機会提供

障がいのある子どもへの支援の方策を研究・検討するため、関係各機関と連携を図ります。また、必要なサービスを受けられるよう、サービスの周知に努めます。

- ① 点字・録音による図書館利用案内の作成
- ② 図書館が持つ、障がい者への読書支援機能を対象者に周知
- ③ Webアクセシビリティに配慮したホームページを構築
- ④ 特別支援学級等関連機関との連携を推進

基本方針3 子どもをとりまく大人への啓発広報の推進

あらゆる機会を活用し、関係機関と連携しながら、子どもの読書活動の大切さを呼びかけます。

- (1) 各種イベント等の機会を活用した啓発広報
- ② ブックスタート事業の機会を活用した啓発広報
- (3) ホームページと連動して、多様な媒体を利用した幅広い啓発広報

基本方針4 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

(1) 小中高等学校との相互協力

学校と情報交換を密にしながら、相互協力体制を充実します。

- ① 図書館、学校間物流の効率的な運用と情報の提供
- ② 担当職員相互の情報交換機会の確立

(2) 図書館、ボランティア、学校及び地域の子ども読書活動推進関係施設との相互協力

ボランティアと学校、地域の子ども読書活動推進関係施設との連携を支援します。

- ① ボランティア、学校、地域の人的交流の機会提供
- ② ボランティアと地域・学校との橋渡し
- ③ ボランティアのための研修機会提供

基本方針 5 専門的職員体制の整備と資質の向上

子どもの読書活動を推進・展開し、地域の活動を支援するために、専門的な知識・技術の取得・向上に努めます。

- (1) 研修等への参加機会の確保
- (2) 全職員を対象とした職場内研修の充実
- (3) 図書館相互における研修情報の共有
- (4) 子ども読書活動推進の技量を持った職員の育成と活用

2 学校による取り組み

児童・生徒の読書活動を支える学校（小学校、中学校、高等学校、学校教育課、教育総務課）の取り組みについて掲げます。

基本方針 1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

児童、生徒のため、各校の施設及び図書資料の充実、図書館及び学校図書館間の利用基盤の整備を図ります。

- (3) 図書館と学校図書館間でのより効率的な図書資料の収集・利用。学校図書館をはじめとする、校内読書環境の整備

基本方針 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(4) 小中学校での機会提供

学校は子どもが多く時間を過ごす場所であり、学校での経験は一人ひとりにとって貴重で有意義なものです。

学校は、図書館やボランティアと連携しながら、子どもが将来にわたって読書の恩恵を享受できるよう、読書機会の充実とともに、不読率の改善に努めます。

① 学校図書館・ボランティア・図書館との連携強化

② 不読率の改善（小学校4.49%を0%へ、中学校11.87%を8%以下へ）

※「不読率」とは、1か月間に一冊も読書をしない人の割合。「学校読書調査」では、「教科書・学習参考書・まんが・雑誌とその付録は除く」としている。また、読む時間・場所等は問わず、学校・家庭・公共図書館・友達の家等での読書を対象とし、朝読も読書としてカウントしている。

(5) 高等学校での機会提供

図書館と高等学校は相互に連携を図り、生徒への読書機会を提供します。

- ① 学校図書館と柳瀬川図書館、いろは遊学図書館との情報交換機会の創出
- ② 生徒による図書館資料の利用促進

基本方針3 子どもをとりまく大人への啓発広報の推進

保護者などへの働きかけにより、読書活動の意義についての理解をすすめ、子どもの読書活動推進の気運を醸成します。

- (4) 「学校だより」による読書活動の啓発
- (5) 読書週間等の機会を活用した啓発

基本方針4 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

(3) 小中学校間の相互協力

学校相互の連携により、読書環境の充実や読書活動機会提供を目指します。

- ① 学校間の相互協力の実施
- ② 学校図書館蔵書の効率的活用

(4) 図書館と小中学校、高等学校の相互協力

図書館との間で情報交換を密にし、相互協力体制を充実します。

- ① 図書館の団体貸出しサービスの活用
- ② 図書館に対し、必要とする図書資料情報を提供
- ③ 図書館及び学校職員の情報交換機会の確保

基本方針5 専門的職員体制の整備と資質の向上

全ての教職員が連携し、子どもの読書活動・学習活動を推進します。

- (5) 図書館実施の研修への参加促進
- (6) 学校図書館を活用した授業の事例について情報を収集

3 地域の子ども読書活動推進関係施設の取り組み

地域の子ども読書活動推進関係施設の取り組みについて掲げます。

基本方針1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

図書館事業及び図書館をはじめとする地域の施設や人材等を活用しながら、子どもが読書を楽しむことができる家庭の読書環境づくりを心がけます。

- 新**(4) ブックスタート事業及びフォローアップ事業への協力
- (5) 子どもが日常的に本に触れ、楽しむことができる環境づくり

基本方針2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭では、子どもが「読む」楽しさを知るために、乳幼児期から青年期まで、物語などに親しむ機会をできるだけ提供し、子どもと一緒に、子どもの成長に合わせた読書活動を行うよう努めます。

- (6) それぞれの発達段階に応じた本・ことば・物語(お話)との出会いを提供
- (7) 読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会を提供

基本方針3 子どもをとりまく大人への啓発広報の推進

子どもの読書についてより知識を深め、家庭での機会提供に活かすことができるように、図書館等の提供する啓発講座や広報の活用にも努めます。

- (6) 子どもの読書に関する周囲との情報交換や、公共施設等が提供する学習機会の利用

基本方針4 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

子どもの読書活動機会を提供する家庭・地域・学校が連携することで地域の気運を醸成し、子どもの読書活動推進の土台づくりに努めます。

- (5) 地域が提供する連携事業への参加

第4章 子ども読書活動推進体制

この章では、計画を推進する体制を定めます。

1 志木市子ども読書活動推進会議

【目的】

志木市子ども読書活動推進会議(以下、「推進会議」とする。)は、「第二次 志木市子ども読書活動推進計画」に基づき設置するものである。

推進会議では、第二次志木市子ども読書活動推進計画の事業の進行に関することなど、子どもの読書活動の推進に関することについて協議する。

【構成】

教育委員会（柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、いろは遊学館、教育総務課、学校教育課）及び、市長部局（子ども家庭課）から選出した委員を以て構成する。

【事務局】柳瀬川図書館に置く。

【設置根拠】志木市子ども読書活動推進会議設置要綱。

2 志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議

【目的】

志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議は、推進会議と連携し、第二次志木市子ども読書活動推進計画の実施に向けた具体的な施策への取り組みについて検討する。

【構成】

図書館、小学校、中学校、保育園、子育て支援センターから選出した委員を以て構成する。

【事務局】柳瀬川図書館に置く。

【設置根拠】志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議設置基準。

3 志木市子ども読書活動推進のための図書館・学校・地域の子どもの読書活動推進関係施設の役割

（1）図書館の役割

第二次志木市子ども読書活動推進計画の遂行において、その中核となり、志木市全体として、子どもたちの読書環境を向上させるための施策を実施する。

また、本計画の「年次計画」を作成し、進捗状況の管理を行う。

（2）学校の役割

図書館、地域と連携し、子どもたちが1日のうちその大半を過ごす学校において、積極的に読書に向かう習慣付けを行い子どもの読書活動推進に努める。

（3）地域の子どもの読書活動推進関係施設の役割

図書館と連携し、ブックスタート事業を支援するとともに、子どもの読書活動推進に努める。

参 考 資 料

志木市立図書館における子ども読書活動推進状況

【志木市立図書館のあゆみ】

昭和	54年	4月	志木図書館開館
		10月	ボランティアによる読み聞かせ事業の開始
	55年	6月	団体貸出を開始（家庭文庫・地域文庫への貸出）
	56年	9月	宗岡公民館図書室開設
	59年	10月	宗岡第二公民館図書室開設
	60年	2月	館分室開設（市民体育館会議室の暫定使用）
	62年	4月	おはなしボランティアによる「おはなし」事業を開始
	63年	4月	志木小学校と志木図書館との連携による学級訪問事業を開始（第3学年）
	平成	4年	3月 柳瀬川図書館開館 柳瀬川図、いろは図、宗公、宗二公の、コンピュータ・オンライン化が稼働開始
		15年	3月 保健センターにおける9カ月児健診で、乳幼児ブックサービスを開始（ブックリスト配布と読み聞かせの実演）
			4月 いろは遊学図書館開館（旧志木図書館を、学社融合施設のいろは遊学館に移転）
		17年	11月 貸出冊数の上限を5冊から10冊に変更
		18年	4月 いろは遊学図書館が「子ども読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受ける
		20年	10月 柳瀬川図書館ヤングアダルトコーナーの書架配置を変更し、AVブースを改装して、パソコン利用ブースを備えた閲覧・学習コーナーを設置
		27年	1月 図書館コンピュータシステムにクラウドを採用
		27年	10月 ブックスタート事業開始

※ブックスタート事業の開始

平成27年10月より、ブックスタート事業が開始した。これまでのブックサービス事業に加え、家庭での読書環境整備を目的に、絵本を一冊プレゼントする内容が加わりました。事業の開始に際し、専門ボランティアの募集、研修、話し合いを重ね、28人の新たな市民力の参加を得て実施しています。

【既存事業の参加者推移】

☐ 乳幼児対象事業

事業名	主催	24年度	25年度	26年度
赤ちゃんえほんのじかん	柳瀬川図書館	192	257	290
赤ちゃんのよみきかせ あっぷっぷ	いろは遊学図書館	106	122	83

☐ 未就学児、児童対象事業

事業名	主催	24年度	25年度	26年度
よみきかせ	柳瀬川図書館	442	563	552
	いろは遊学図書館	277	244	153
おはなし会	柳瀬川図書館	193	154	169
	いろは遊学図書館	270	240	205

☐ 夏休み自由研究向け事業

事業名	主催	24年度	25年度	26年度
夏休みおもしろ体験図書館	柳瀬川図書館	31	27	29
科学あそび教室	いろは遊学図書館	35	10	17

☐ 児童と青少年の図書館資料利用実績の比較

【利用者数の推移】

対象者	図書館	24年度	25年度	26年度
児童	柳瀬川図書館	8,686	9,159	9,750
	いろは遊学図書館	17,570	16,215	15,487
青少年	柳瀬川図書館	3,149	2,771	2,229
	いろは遊学図書館	1,774	1,682	1,298

編 集 ・ 発 行
志 木 市 立 図 書 館
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日